

会 議 録

(5-1)

会議の名称		令和8年度 第1回幸松地区地域づくり推進協議会					
開催日時		令和8年6月19日(金曜日)	<table border="1"> <tr> <td>開 会</td> <td>午後2時00分</td> </tr> <tr> <td>閉 会</td> <td>午後3時00分</td> </tr> </table>	開 会	午後2時00分	閉 会	午後3時00分
開 会	午後2時00分						
閉 会	午後3時00分						
開催場所		幸松市民センター2階 研修室A・B					
議長(会長等)氏名		会長 鈴木 敏仁					
出席者	委員氏名	(出席人数：11人) 鈴木 敏仁、白石 栄二、菱沼 和保、高崎 光英、市川 大倫、瀬高 武夫 鈴木 淳子、早川 純、田中 聖嗣、浅野 純子、根岸 ミサ子					
	説明者 その他	なし					
	事務局	(出席人数：6人) 市民生活部長 篠原 直樹、市民生活部次長 小峯 崇弘、市民生活部参事 清水 一男 幸松市民センター 樋口 智、山形 裕紀、蛭間 博文					
次第及び公開・一部公開・非公開の区分		1 開会 2 会長あいさつ 3 協議事項 (1) 令和8年度 幸松地区センター事業計画(案)について (2) 「幸松地区地域づくりパートナー制度(仮称) こうまつメイトについて」 4 その他 5 閉会 ※(すべて公開)					
一部公開・非公開の場合はその理由		☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：					
配布資料		資料1 次第3-(1) 令和8年度 幸松地区センター事業計画(案)について 資料2 次第3-(2) ①「市民センターを拠点とした地域づくりについて」中間報告 資料3 次第3-(2) ②「幸松市民センターを拠点とした地域づくりについて」推進イメージ 資料4 次第3-(2) ③ こうまつメイト(仮称)活動イメージ(案) 資料5 次第3-(2) ④ こうまつメイト(仮称)実施要領(案) 資料6 次第3-(2) ⑤ こうまつメイト(仮称)登録申込書(案) 資料7 依頼 地域づくりパートナー制度(仮称) こうまつメイトについて					
会議録の作成方法		☐ 録音テープ等を使用した全文記録 ☒ 録音テープ等を使用した要点記録 ☐ 要点記録					
会議録署名の指定		会議録の署名は、会長から指名を受けたものが実施する。					

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	【 1 . 開 会 】
会長	【 2 . あいさつ 】 《鈴木会長挨拶》
議長	議事録署名人として早川委員を指名。
	【 3 . 協議事項 】
	(1) 令和 8 年度幸松地区センター事業計画 (案) について
議長	令和 8 年度幸松地区センターで実施予定の事業について事務局から説明を求める。
事務局	《資料に基づき説明》
議長	事務局の説明に対して、意見、質問等あるか。
	質問等なし
	(2) 「幸松地区地域づくりパートナー制度 (仮称) こうまつメイトについて」
議長	幸松地区地域づくりパートナー制度 (仮称) こうまつメイトについて、事務局から説明を求める。
事務局	《資料に基づき説明》 昨年度の会議結果をもとに事務局が設計した制度の運用イメージについて説明
議長	ただいまの内容について、意見交換を開始する。
議長	協議を始める前に再度確認したい。「市民センターを拠点とした地域づくり」とは、主役である「こうまつメイト (仮称) 」が実行部隊として先頭に立って活動し、幸松地区地域づくり推進協議会と幸松市民センターがそれをサポートしていくという認識でよいか。
事務局	その認識で間違いない。最終的にメイトが自立して活動し、成果を上げていく姿を目指している。しかし、初めからそれを求めることは難しいため、まずは既存の公民館事業に関わることで活動に慣れていただき、将来的には事業の企画なども自ら行えるようになっていただきたいと考えている。
議長	事務局と同じ考えである。スタート時点では、推進協議会と市民センターが積極的に支援していく体制で臨むことが大切であると考えている。
議長	こうまつメイト (仮称) の運営体制について確認が出来たところで、委員の皆様のご意見を伺い、名称を決定したい。現在「仮称」となっている名称について、ご意見はあるか。
	《名称についての意見なし》

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	「こうまつメイト」を正式名称とする。資料中の「（仮称）」は削除していただきたい。
議長	続いて、制度の内容について審議していただきたい。
委員	●活動イメージ及び登録について 今後、募集を行って登録者を集めていくことになると思うが、「メイトになりたい」という意欲のある方から多くの応募があった場合、適正な人数に絞るため、お断りしなければならないことも考えられる。その場合、どのように対応するのか。 また、自治会や委員からの推薦によって人を集めると、「〇〇さんに頼まれたから活動している」という状態になり、「参画」という制度の趣旨とは異なるものになってしまうことも考えられる。この点について、どのように考えているか。
事務局	現時点では、上限人数は明確に定めていない。5つの地域課題について、取り組みたい課題を選択して、手挙げ方式で参加していただくことを想定している。応募していただいた方をお断りすることは極力避けたいと考えている。 また、要領第10条では登録の終了について規定している。登録はしたものの、活動が全く見られない方については、本人に十分説明した上で、登録を終了していただく場合もあり得ると考えている。
委員	制度を限られた期間で一定の形にしていく必要があることを考えると、各分野に精通した方を効率的に確保することが望ましいのではないかと。 5つの地域課題それぞれについて、知識や経験のある方を推薦により確保する方法も考えられる。公募で応募していただいた方に対し、定員超過を理由に不採用とすることは難しいと思われる。
事務局	推薦だけで人材を確保することも、現在の状況では難しいと考えている。一方で、地区の方や推進協議会委員からの推薦だけに頼ると、「頼まれたから活動している」というメンバーが増えることも懸念している。そこで、制度を円滑にスタートさせるため、市民センターで活動している方の中から、各分野に精通していると思われる方へ事務局から声掛けを行うことも検討している。
委員	●実施要領について 第6条（任期）について、再任はどのように考えているのか。
事務局	5つの地域課題に基づく活動は一過性のものではなく、継続を前提としている。そのため要領には明記していないが、再任を妨げるものではないと考えている。
委員	登録要件について、反社会的勢力を排除することを想定した規定なのか。申込書に「反社会的勢力ではありません」といった確認事項を設け、チェック欄と署名欄を設けてはどうか。
事務局	ご意見を踏まえ、要領等への追記を検討したい。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委員	第 5 条の登録要件では、「原則として在住・在勤・在学」となっているが、原則論にこだわらず、できるだけ幅広く受け入れた方がよい。在住・在勤・在学でなくても、地域づくりに関心を持ち、さまざまな考えを持っている方はいる。原則は定めつつも、運用面では柔軟に人材を受け入れることが大切ではないか。
事務局	幸松地区の地域課題の解決を目的としていることから、幸松地区に関わりのある方を基本に募集するという考えで、「原則」としている。ただし、第 5 条では「市民センターが特に認める場合はこの限りでない」とも規定している。この規定によって市民センターで長く活動されているものの、地区外の方なども登録の対象とすることができる。
議長	こうまつメイトは、まだ制度を作り上げている段階である。第 2 回会議でも活発な意見交換を行い、より良い制度に育てていきたい。
議長	ほかに意見や質問はあるか。 《質疑・意見収束》
議長	委員の皆様におかれては、様々なご意見をお出しいただき、ありがとうございました。以上で協議を終了とする。出された意見について、いったん、とりまとめ整理した上で第 2 回の会議で改めて諮らせて頂く。 《こうまつメイトについて意見交換終了》
議長	【 4 . その他 】 その他、委員の皆様から何かあるか。 《意見なし》
議長	事務局から連絡事項等はあるか。
事務局	①次回の開催日程について 開催日は令和 8 年 8 月中旬以後の開催を予定している。 ②依頼「地域づくりパートナー制度こうまつメイト」について 本日協議した、当該制度の事務局案について委員の皆様の指摘、質問等を記入の上令和 8 年 7 月 1 7 日（金）までに、幸松市民センターあて提出をお願いします。 ③会議録について 議事録署名人の早川委員に承認いただいた後、市のホームページで公開する。

